

「出自を知る権利」に関し、 どのような制度設計が望ましいのか

日比野由利[†]

IRYO Vol. 73 No. 1 (4-10) 2019

要旨

本稿では、配偶子や胚の提供によって生まれた子どもの出自を知る権利に焦点をあて、近年の社会環境の変化を踏まえた、望ましい制度設計を考察する。

世界のいくつかの国々では、出自を知る権利を保障し法制度化している。それらの国々では、一般に、ドナーの情報を国や公的機関が管理し、子どもが一定の年齢に達すれば、情報を開示するというシステムを採用している。しかし、現行のシステムは、社会環境の変化によって最適解ではなくなっている。科学技術の発達とグローバル化の進展が、出自を知る権利に新たな光を投げかけている。

遺伝子検査の普及や情報検索技術の高度化により、遺伝的つながりがないことやドナーを特定することができるようになり、公的機関が介入し、ドナー情報をレシピエント家族に対し一定期間、秘匿しておく意義がなくなってきた。さらに、国境を超えた生殖医療が一般化してきていることから、一国内でドナー情報を管理することには限界が生じている。

知ることが前提となれば、告知は必須のものとなり、ドナーは最初の時点から非匿名であることが望ましい。すべての局面において国が管理し介入することは難しく現実的ではない。最終的には親自身への啓発が最も重要な要素となる。親自身が非匿名ドナーのメリットを認識し、子どもは知る権利があることを理解することが必要である。公的機関が関与するとすれば、家族に必要な情報を提供し、支援することにより重きを置くべきだろう。レシピエント家族による告知を間接的に支援するため、社会からスティグマ（負のレッテル）をなくし、こうした家族が受け入れられるような啓発活動も必要である。

キーワード 出自を知る権利, 配偶子提供, ドナー, 遺伝子検査, 国境を超えた生殖医療

金沢大学大学院 医薬保健学総合研究科 †その他（研究者）
著者連絡先：日比野由利 金沢大学大学院 医薬保健学 総合研究科 〒920-8640 石川県金沢市宝町13-1
e-mail : hibino@staff.kanazawa-u.ac.jp
(2018年4月2日受付, 2018年9月14日受理)

What is Desirable Policy with Respect to Children's Right to Know Their Genetic Origins
Yuri Hibino, Kanazawa University
(Received Apr. 2, 2018, Accepted Sep. 14, 2018)

Key Words : children's right to know their genetic origin, gamete donation, donor, DNA test, cross-border reproductive care

はじめに —出自を知る権利をめぐる法制度と社会環境の変化—

出自を知る権利は、国連による児童の権利条約に基礎づけられている。日本は1990年に署名し、94年に批准している。第7条において「子どもは出来る限りその父母を知り、かつ父母によって教育される権利を有する」と記されている。これは、精子や卵子、胚の提供、代理出産などの第三者が関わる生殖補助医療によって生まれてきた子どもにもあてはまるものと解されている。

第三者が関わる生殖補助医療のなかで、最も古くから行われてきたのが精子提供である。提供精子を用いた人工授精に際し、提供を受けるカップルは、誰がドナーであるかを知らされず、提供は秘密裏に行われ、子どもに真実は秘匿された。しかしその後、離婚や親子不和などのさまざまな危機的状況をきっかけに真実が露見するケースが相次ぎ、精子提供で生まれた当事者からは、親は子どもに真実を伝える必要がある、子どもはドナーが誰であるかを知るべきであるという声が挙がってきた。精子提供は、日本も含めた世界中で、男性不妊のカップルに対し長年行われてきており、当事者らの権利主張はいくつかの国々で出自を知る権利の法制度化として結実した。

本稿では、科学技術の発達やグローバル化の進展により、これまでの法制度ではカバーできない新たな課題が生じていることを指摘する。急速に変化する社会の中で、出自を知る権利に関し、これまでとは異なる考え方や対応が必要になってきている。新しい社会環境の変化を踏まえて、どのような制度設計が望ましいかを考察する。

出自を知る権利を保障する国々

出自を知る権利に関しては、これを①認める国、②認めない国、③その中間をとる国がある。中間をとる国では、ドナーが同意すれば情報が公開される。したがって、ドナーは匿名と非匿名のケースがある。また、認めている国では、公開されるドナーの情報の範囲に関して、①すべて開示(住所・氏名を含む)②個人を特定できない情報のみ開示(髪・皮膚・瞳の色、血液型、趣味など)の場合がある。また情報が開示される関係者の範囲については、子のほかに、子の親や後見人、ドナーの実子や同一ドナーからの

兄弟姉妹を含む場合などさまざまである。

現在までに、スイスやスウェーデン、英国、オーストラリア・ビクトリア州などでは、ドナーは非匿名化されている。また、アイスランド、オランダ、カナダでは、ドナーが同意すれば、ドナーの個人情報が開示される。これらの国々の出自を知る権利に関わる法制度については、複数の論考がすでに公表されており¹⁾⁻⁵⁾、そちらを参照していただきたい。ここでは、ごく簡単に紹介するにとどめたい。

法律を制定し、子への出自を知る権利を保障している国々(表1)では、子が一定の年齢に達した時点で、ドナー情報へのアクセス権を認めている。多くの場合、成人した時点をもってその権利が発生すると考えられているが、未成年の場合でも、十分に成熟していると判断されればその限りではない。ドナーの情報は医療施設や登録局、専門機関など、特定の公的機関に保管・管理されており、ドナー情報を得るためには、開示請求を行う必要がある。これらの公的機関では、長期間にわたって情報の保管がなされ、子が事実を知った上でドナー情報の開示請求を行うか否かを意思決定する時間は、十分に担保されている。さらに、既存の情報管理システムの不備を補うため、イギリスやオーストラリア・ビクトリア州などでは、自発的にDNAを提供することで、ドナーと子どもをマッチングするドナーリンクのシステムも運用されている。

以上のように、これまで出自を知る権利を認めている国々では、概して、国や公的機関が情報を一元的に管理し、子どもが一定の年齢に達すれば、ドナー情報の開示請求が可能であるというものである。このシステムは、概ね二つの前提を含んでいる。一つは、子どもが公的機関に情報を開示請求するためには、子どもは親からその事実を知らされている必要があるという点、もう一つは、その適用範囲は国内に限られており、国内で配偶子提供が利用された場合にのみ有効であるという点である。

科学技術の発達

—遺伝子検査と情報検索技術—

出自を知る権利をめぐる社会環境の変化として、遺伝子検査の普及と情報検索技術の発達が挙げられる。

出自を知る権利を保障しているオーストラリア・ビクトリア州においては、2017年以降、すべてのド

表1 出自を知る権利を保障する国

	法律	子への情報開示 年齢	管理機関	保管年数
スウェーデン	人工授精法(1984制定, 1985 施行), 体外受精法(1988制 定, 1989施行)	明示されていない (十分な成熟に達 した時)	公的資金で運営さ れている病院・社会 福祉委員会	70年
スイス	生殖医療法(1998制定, 2001 施行)	原則として18歳 以上	身分登録局	80年
オーストリア	生殖医学法(1992制定・施 行・2004改正)	14歳以上	医療施設	30年(その後は 州で保管)
イギリス	ヒト受精及び胚研究法(1990制 定, 1991施行, 2004改正, 2008 改正)	18歳以上	人受精及び胚研究 認可庁	70年
オーストラリア・ ビクトリア州	不妊治療法(1995制定, 1998施 行), 補助生殖治療法(2008制 定, 2010施行, 2014改正, 2016 改正)	18歳以上	ビクトリア州補助生 殖治療機関	99年
ニュージーランド	ヒト生殖補助技術法(2004制 定, 2005施行)	18歳以上(家庭裁 判所の承認を受 けた16-17歳の子 も可)	ヒト生殖補助技術 登録機関	無期限

参考文献1)～5)より筆者作成

ナー情報が例外なく公開されることになった。オーストラリアでは、それまで法改正が重ねられ、ドナーは段階的に非匿名化されてきていた。しかし、ドナーの非匿名化は、法改正前に生まれた子どもには適用されないことから、出生年によって知る権利に格差が生じていた。そして、最終的に、この格差を完全に撤廃するために、過去に遡ってドナー情報の非匿名化を行う法改正が導入された。

精子提供は長い間、匿名という約束のもとで医師からドナーへの協力要請が行われていた。それが、数十年経った後、すべて公開されると、突如覆されたのである。当然、医師やドナーからは大きな反発があったものの、例外なき公開に至った理由とその意義について、ビクトリア州政府は次のように説明している。「近年、DNAテストが浸透してきており、ドナーやドナーからの半きょうだいを探し出すことはますます容易になってきている。このため、ドナー情報は公開を義務づけられなくとも、公開されたのと同じ状況に置かれている。したがって、新しい法改正の意義はむしろ、ドナーを守るために面会拒否権(contact vetos)を付与することにある。これにより互いに望まない接触を、法的強制力をもって遮断することができる」⁶⁾

近年、安価な遺伝子検査のサービスを利用することによって、特定の人物との間に遺伝的関係があるか否かを判定することや、特定の人物の情報を得る

ことが可能になってきている。たとえば、23 and Me など100ドル程度で受けられる遺伝子検査がある。23 and Me は、Google が出資しているアメリカの大手のDNA解析会社である。DNAを送付すれば、病気のリスクだけでなく、祖先の過去のストーリーや血縁関係も表示される。たとえば「23 and Me で検査済みのいところが73人いるようです」などと表示され、互いに希望すれば相手と交流することもできる。このような検査を用いて偶然、育ての親とは遺伝的に繋がっていないことを知ったり、ドナーからの半きょうだいに会う人も実際に存在している⁷⁾。

こうした社会状況を鑑みて、配偶子提供にかかわるすべての人々の権利を守るために新たな法制度が導入された。ビクトリア州政府によって意義づけられている。とりわけドナーが最も恐れるのは、子どもが何らかの方法でドナーをみつけ出し、「突然ドアをノックする」ことだろう。これに対して厳重に対応が取られている。提供から生まれた子どもは、ドナー情報の開示の際には、誓約書の提出が必要になる。ドナー側が面会拒否権を提出すればドナー側の意思是尊重され、ドナーの家族の平穏な生活が脅かされる危険性は、法が施行される前に比べより低くなっている。

このように、情報検索技術と組み合わせられた遺伝子検査の普及は、配偶子提供や出自を知る権利の法

制度を劇的に変える可能性を秘めている。レシピエント家族がドナーの個人情報を知りうる可能性はますます高くなっており、もはや匿名のドナーは存在しえない、とすら考えるべきである。したがって、重要なのは、ドナーと直接のコンタクトや交流が可能であるか否かの意思確認である、というのが、ビクトリア州政府が出した結論である。

そもそも、親が子どもに告知を行い、しかる後に子どもが公的機関にプールされている情報の開示請求を行うという手続きを踏むことは、告知に関して親の裁量を容認していることになる。それは、依然として子どもは親から真実を知らされない可能性があることになる。つまり、親から告知がなされず、子どもが自力で知るチャンスがなければ、開示請求はなされず、保管されたデータはいずれ廃棄される。そして、子どもは真実を知らないまま人生を終える可能性がある。

もしくは、最終的に親から告知がなされるとしても、ドナー情報の開示がなされるのは子が成人後である。このことは、告知に対して猶予期間を与えることになる可能性がある。親が配偶子提供を利用したことを恥じており、周囲に秘密にしたいと考えている場合などでは、意思決定を遅らせる要因につながる。一般に、思春期に告知することは避けるべきであり、子どもにはできるだけ早い時期に告知することが望ましいとされている。親に時間的猶予が与えられることにより、子どもが成人するまでの間、告知に最も適したタイミングを逃してしまう可能性がある。

加えて、公的機関が情報を保管する場合、子どもが成人してから開示されるのが普通であり、それは、親もまたドナーを一定期間知ることができないことを意味する。また、そのように長期間保管されている間、ドナーの情報は基本的にアップデートされていないと考えられる。しかし、ドナーの人となりや遺伝的背景をリアルタイムで知ることは親にとってもメリットがあるというべきである。

たとえば、知人から卵子提供を受け、母親になったオーストラリア在住の女性 A さんは次のように述べる。「自分の娘にはアレルギーや湿疹の問題がある。これは父親からのものだが、何かあったら自分は彼女に聞きに行く。だから知り合いのドナーはよいことばかりだ」このように、彼女は、ドナーを知っている方が断然有利だと語っていた。彼女は告知にも早い時期から取り組んでいる。「子どもには

絵本を読み聞かせている。その絵本は子どもたちのお気に入りです。何度も何度も読み聞かせた。子どもたちはまだ遺伝のことは理解していないようだ。しかし、半きょうだいの存在には気がついている。今は別の遊びに関心があり、ドナーのことにそれほど関心がない」彼女のドナーは、離れた町に住んでおり、ドナーやドナーの家族にも子どもたちを会わせている。このインタビューは彼女の自宅で行われ、子どもたちにも会話が聞こえていたが、子どもたちはそのことを特別なことだと感じず、ごく自然に受け止めているように思われた⁸⁾。

このように、親自身がドナーと直接コンタクトをとり、ドナーからさまざまな情報を得ていれば、子どものバックグラウンドをよく理解でき、不安もなくなる。また、子どもへの告知もスムーズに行われ、ドナーの人となりについても具体的に子どもに伝えることができるというメリットがあるのではないだろうか。

以上のように、既存の法制度は、親が告知しない限りは、露見しないことを前提としたシステムである。とはいえ、すでに述べたように、遺伝子検査がある以上、偶発的に露見するリスクはきわめて高くなってきている。子どもはいずれ知ることになるのであり、そうである以上、そのことを前提としたシステムを構築すべきであり、これまでのように、国や公的機関が敢えて国民のプライバシーに関わる情報を保管する意義は薄い。それは、パターンリズムであり、何より、関係がない第三者への情報漏洩すら危険性がある。

グローバル化—国境を越えた生殖医療—

国境を超えた生殖医療の問題は、子の出自を知る権利の保障に関しても影を落としている。海外で配偶子提供を求める人々の動機は、さまざまである。たとえば、国内では禁止している、国内でドナーが不足している、待機時間が長い、匿名（非匿名）ドナーを希望する、などがあるだろう。概して、配偶子提供を認め、実施している国でも、ドナーは慢性的に不足しており、そのことが直接・間接の要因となって、海外への流出に繋がっている。そしてほとんどの場合、有償でドナーをリクルートしている国へと向かうことになる。

このように、海外での治療を選択した場合、一般に国内の公的機関がレシピエント家族やドナーの情

報を把握することはできず、支援や保障のシステムの外に置かれることになる。国境を越えた生殖医療が一般化している現在、出自を知る権利に関し、どのようなことが生じつつあるのかを把握する必要がある。

海外で利用された配偶子提供についてきちんとフォローできなければ、子どもの福祉にとってはマイナスの要因となる。このため、ドナー不足を背景とした海外への患者の流出を避けるため、海外から精子や卵子を輸入することを認めている国もある。たとえば、イギリスやオーストラリア・ビクトリア州では、国内の基準に合致した配偶子の輸入が許可されている。つまり、海外に住んでいるドナーの場合でも、個人情報の公開に同意していることが前提となる。しかし一般に、海外に居住するドナーを正確に把握したり追跡したりすることは、国内に住むドナーに比べれば難しく、情報の確からしさが低下することは否めない。また、事務負担も増加する可能性がある。とはいえ、国外での利用を完全に阻止することは難しいという現状認識があり、配偶子の輸入は、国内で実施した方が、利便性が高く、より安全だと判断してのやむをえない措置といえるだろう。それだけ、国境を越えた生殖医療が身近なものになっているということであり、一国内でドナー情報の管理体制を構築することの意味が希薄化しているということである。

一方、海外での治療が選択される場合でも、昨今、必ずしも匿名のドナーが求められているわけではなく、依頼者の嗜好は多様化している。たとえば、卵子の輸入先となっているのは主に米国である。米国では、生殖補助医療に市場原理が取り込まれており、顧客の満足度が重視されている。顧客のドナーに対する選好を満たすため、ドナーの写真に加えて詳細なプロフィールが公開され、ドナーを自由に選択できる。また、匿名のドナーだけでなく、コンタクトが可能な非匿名のドナーも登録されている。コンタクト可能なドナーの場合は連絡先の入手が可能であり、将来、ドナーとレシピエント家族が交流することが想定されている。シングルや同性カップルなどがこうした非匿名のドナーを積極的に利用しており、国外で利用されたとしても、配偶子提供は、必ずしも匿名が前提という時代ではなくなっている。人々の選好は、多様化しており、コンタクトが可能なドナーを求めて海外に向かうケースもある。

非匿名ドナーが積極的に求められるケースでは、

もとより、ドナー情報は親が管理しており、公的機関の出番はないことになる。たとえば、先ほど紹介した卵子提供で親になったオーストラリア在住のAさんは、海外で配偶子提供を利用した友人について次のような事例を教えてくれた。友人は海外で匿名ドナーを利用したのだが、彼女は今頃になってドナーを探し回っている。それで自分は彼女を気の毒だと感じている。つまり、Aさんによれば、よく考えないで海外で匿名ドナーを利用してしまい、後になってさまざまな不都合に気づいて困っている人もいるという。それは、親が子どものバックグラウンドを知る必要がある事情が生じてきたり、子どもがドナーに会いたいといいたたりすることなどがきっかけになっている。そして、ドナーを知りたいという一心で、ドナーのプロフィールに掲載されていた写真をもとに、インターネットで検索し、ドナーを探し当てた人も知っているという。つまり、海外で利用する場合などは、親はドナーのコンタクト先を控えておくべきだというのがAさんの主張である。

さらに、近年、エージェントを頼らず、個人で精子や卵子のドナーを探す人も出てきている。これまで、海外で配偶子提供などを利用する際は、専門のエージェントに依頼することが通例であった。それは、言葉や習慣が異なる海外での高度な治療となることから、利害関係の衝突やトラブルを防ぎ、安全に利用したいという依頼者のニーズに応えるものであった。

たとえば、依頼者と精子や卵子のドナーをマッチングするサイトが存在する。このサイトには、さまざまな国籍や居住地の人々が登録している。このため、国内でドナーをみつけれない場合でも、ドナーにアクセスすることが可能になる。一定の利用料を支払えば、気に入った依頼者やドナーに直接コンタクトを取ることができる。実際に面会して互いの人となりを知り、信頼できる人物か否かを確認することができる。互いの希望を話し合っ合意に至ることができれば、実際のプロセスに進むこともできる。

こうしたサイトを利用して、その後、何かトラブルが生じれば、互いに話し合っ解決していくことが求められる。最終的に、紛争になった場合は、既存の法体系の中で解決策を見出すことが困難になるケースもあるかもしれない。つまり、当然ながらこうした取引にはリスクがある。しかし反面、エージェントが介在しないことのメリットもある。間にエ

エージェントが入れば、双方が匿名化されることによって、受動的になりがちであり、細かなニーズを満たしにくい。また大抵の場合、依頼者はドナーを選べるが、ドナーは依頼者を選べない。自分で相手を主体的に選び、気に入った人とだけプロセスに入ることができれば、ドナーの利他心は満たされ、その分、ドナーの満足度も高くなるだろう。こうしたサイトが存在すること自体、エージェントを介さずに互いに気に入った相手を探したいという人々がいるという証である。こうした直接の取引では、互いに匿名でいることはありえず、また匿名性は全く重要ではないと考えられている。

こうしたサイトを利用して双方の合意のもとで配偶子提供が行われた場合、ドナーは最初の時点から非匿名であり、親はドナーの連絡先（電話番号やメールアドレス）を持っている。外国人のドナーである場合でも、SNS（Social Networking Service）などを利用して繋がってれば、必要な時にいつでもコンタクトを取れる。定期的に、子どもの写真などを送れば、子どもの成長を共有することもできる。

このように子の誕生後、ドナーとの交流があらかじめ計画の中に組み込まれていれば、ドナーの人となりを含め、互いの相性が重視される。ドナーに対し何らかの謝礼が支払われたとしても、過度の優生思想や商業主義につながる可能性は低いのではないだろうか。配偶子提供をめぐる現実が、グローバル化によってこのような地点まで進んでいることを考慮して、出自を知る権利の法制度を考えなければならない時代にきている。

考察—国による管理から家族の援助へ—

遺伝子検査が身近なものとなった現代、配偶子提供の事実やドナーを知ることを前提に出自を知る権利の法制度を組み立てる必要がある。つまり、ドナーは最初の時点から非匿名であることになり、もはや国や公的機関がドナー情報を一定期間、秘匿したり、管理したりする必然性はあまりない。国が管理することによって国民のプライバシーへの介入となり、情報漏洩のリスクも高まる。さらには、この制度では、親に告知に対する猶予を与えることになり、親もまた子が成人するまでの一定期間、ドナーを知ることはできないことになる。

ドナーの情報を第三者機関が家族から隔離して管理する方式は、第一に、ドナーとレシピエントの利

害関係の衝突や家族関係が複雑化することを避けるために考案されたものかもしれないが、もはや時代に合わなくなっている。すなわち、子どもには出自を知る権利があるという考えが共有されるようになってだけでなく、親の側にもドナーを知りたいという要求が高まっている。そして、ドナーの側もレシピエント家族と交流したいという気持ちを持つ人々がいる。むしろ、匿名ではありえなくなったドナーを既存の家族の概念にどのように取り込むか、これまでの家族が変容することを前提にこの技術は利用されるべき段階に来ている。これまでのシステムは、提供の事実や、家族以外にドナーが存在していることを隠しておきたいという、この技術に対するスティグマ（負のレッテル）が根強く存在していた時代の残滓ではないだろうか。そしてそれは、公的機関がすべてを管理するというパターンリズムにも繋がってきた。

公的機関による一元管理は、近親婚を防ぐという目的も掲げられている。配偶子提供、とりわけ精子は繰り返し提供が可能であり、公的権力が介入して提供回数に制限を設けなければ、一人のドナーから数十人もの子どもが誕生し、近親婚の懸念が増す。しかし、近年、人の移動が活発化しており、近親婚のリスクはより低くなっている。そもそも、近親婚を防ぐために特定の相手との結婚前に役所等に照会をするためには、子どもは提供の事実を知らされている必要がある。もし知らされていなければ、公的機関が情報を保管したところで、照会はなされず、近親婚を防ぐという当初の目的は達成できない。

逆に、子どもが親から提供の事実を知らされていれば、公的機関が関与しなくとも容易に対処できる。結婚相手に対し、提供で生まれた事実があるかどうか確認することや、双方が遺伝子検査を行うことで近親婚は回避できるからである。近親婚を回避する目的で公的機関が情報を保管する合理性はあまりない。

第三者の配偶子や胚を用いて子どもを得たとしても、それはもはや特別なことではなくなっており、すべての局面において国が管理し介入することは難しいし現実的ではない。つまり、最終的には親自身への啓発が最も重要な要素となる。親自身が非匿名ドナーのメリットを認識し、子どもは知る権利があることを理解することが必要である。そのためには、社会がそうした家族のあり方を受け入れることが重要である。遺伝子検査の普及により、遺伝的つなが

りの有無を容易に知ることができるようになっている。そして、情報検索技術の発達によって自力でドナー情報に到達する人々がいる。こうしたことを考えれば、ドナーは匿名であるべきなのか非匿名であるべきなのかという論点はこれ以上焦点化されることはない。むしろ家族に対する情報提供や援助方法についてより本格的に議論し整備する段階にきているといえるだろう。

さて、わが国では、出自を知る権利は、2003年4月の厚生科学審議会生殖補助医療部会により、15歳に達すれば個人を特定できるドナーに関する情報を公的管理機関に開示請求することができる、とされたが、その後、法制化されていない。さらに、自民党の特定生殖補助医療法案では、配偶子提供で生まれた子の親子関係を明確化すべく親子法の改正が掲げられているが、法改正には至っていない。いまだ何ら法制度が構築されていないわが国の現状を出発点として今後の制度設計を考えるなら、公的機関によるドナー情報の一元管理は必ずしも必要ではなく、そのためのコストを省くことができるだろう。他方、第三者が関わる生殖補助医療が国外で広く利用されている以上、親子法の整備は不可欠である。わが国の生殖補助医療をめぐる法制度の構築は、世界からみてもはや周回遅れの状況であるが、これから対応できることの利点もある。

配偶子提供の匿名性や国による一元管理などのこれまでの管理体制は、配偶子提供やそれによって子を持った家族にスティグマがあることが大きく影響をしていた。社会に対する啓発を行い、それがもはや特別なことではなくなれば、われわれはもっと別の形の制度設計を考案することができるのではないだろうか。

結 論

本稿により得られる結論は以下のとおりである。

1. 出自を知る権利を保障するための法制度として、公的機関によるドナー情報の一元管理は、社会情勢の変化によって最適解ではなくなっている。
2. 親自身が非匿名ドナーのメリットを認識し、子どもは知る権利があることを理解することが必要である。すなわち、子の出自を知る権利を保障するためには、親自身への働きかけが最も重要である。
3. 配偶子提供などへのスティグマをなくし、オー

プンな雰囲気醸成するために、社会への啓発が必要である。

4. 家族への支援を充実させるべきである。

謝辞：本稿は、『平成26年度児童福祉問題調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における出自を知る権利の取扱いに関する研究』、および『平成27年度 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究』による研究成果の一部である。

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。

[文献]

- 1) 米本昌平. 「『出自を知る権利』についての各国の制度」. 日医総研リサーチエッセイ No39. 2003.
- 2) 林かおり. 「海外における生殖補助医療法の現状-死後生殖, 代理懐胎, 子どもの出自を知る権利をめぐる-」『外国の立法』243. 2010.
- 3) 日本医師会総合政策研究機構 『『出自を知る権利』についての諸外国の制度と現状 -提供精子・卵子・胚によって生まれた子のドナー情報へのアクセス-』(日本医師会総合政策研究機構報告書 66号) 2004.
- 4) 殿村琴子 「非配偶者間人工授精と『出自を知る権利』の行方」『Lige Design Report』32-34. 2007.
- 5) 才村眞理 「生殖技術により生まれた子どもの出自を知る権利」『女性学講演会』17, 28-53. 2014.
- 6) 日比野由利, 中村裕之. オーストラリアにおける生殖補助医療 -法律と実際の運用について. In: 日比野由利. 平成27年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究 2016: 122-49.
- 7) 仙波由加里. 米国における第三者のかかわる生殖医療の現状. 平成27年度 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究 2016: 71-112.
- 8) 日比野由利, 中村裕之. オーストラリア・ビクトリア州における配偶子提供の実施体制と出自を知る権利. In: 日比野由利. 平成26年度児童福祉問題調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における出自を知る権利の取扱いに関する研究 2015: 147-67.